

クレジット:

UTokyo Online Education 東京大学朝日講座 2019 六反田 豊

ライセンス:

利用者は、本講義資料を、教育的な目的に限って、特に記載のない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 ライセンスの下で利用することができます。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等を本講義資料から切り離して利用することはできません。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。



2019年度朝日講座
「つながりから読み解く人と世界」

第1回 血縁と姓氏

—近世朝鮮の家族制度

2019年9月25日

六反田 豊

(人文社会系研究科)

0. 目次

1. はじめに
2. 近世朝鮮士族の姓と家族制度
 - (1) 姓と本貫
 - (2) 婚姻と入養に関する習慣
3. 現代の韓国人の姓と本貫
4. 日本における氏・姓・名字
 - (1) 氏・姓・名字の由来
 - (2) 家（イエ）制度の成立と氏
5. 植民地下朝鮮での創氏改名

1. はじめに①

- ▶ 家族 (family) という “つながり” :
 - ▶ 人と人とりが結び結ぶ多種多様な “つながり” のうち、最も基本的なもの。
 - ▶ 生物学的な親子関係を基盤としながらも、文化・社会によって家族のあり方は多様。
- ▶ 家族の名前：英語では family name
 - ▶ これに相当する日本語の名詞：「氏」「姓」「姓氏」「名字」または「苗字」→実はこれらがそれぞれ指し示す内容は異なっていた（後述）。日常会話では「名字」もしくは「苗字」を多用。
 - ▶ 韓国・朝鮮：「姓 [성 / sŏng]」「氏 [씨 / ssi]」「姓氏 [성씨 / sŏngssi]」。
 - ▶ first name と併せて公文書などに記載する場合、日本では「氏名」、韓国では「姓名 [성명 / sŏngmyŏng]」が一般的。

1. はじめに②

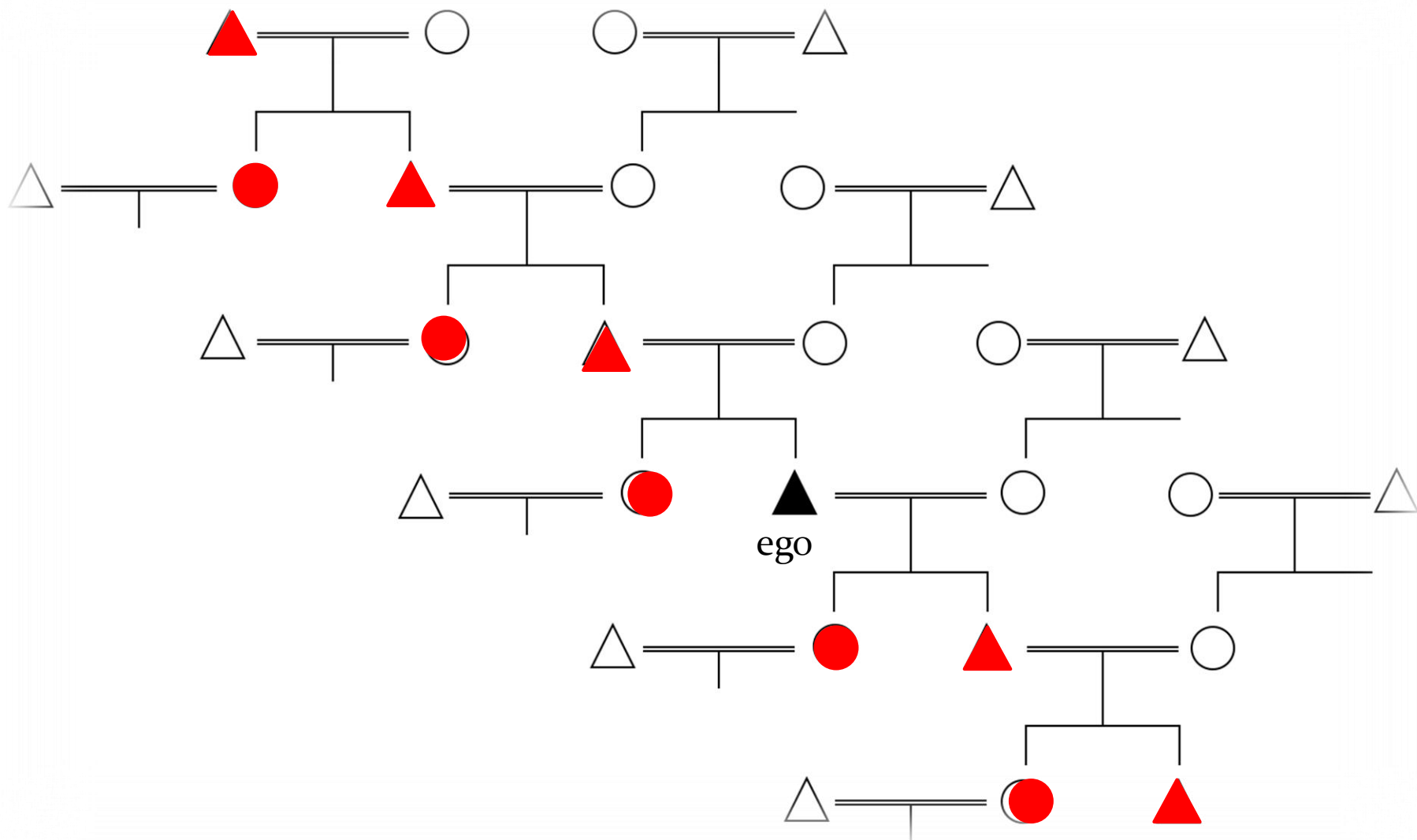
- ▶ family nameのあり方を手掛かりにして、**近世朝鮮**（朝鮮時代 [1392-1910] の後半期、17世紀初～19世紀末）における**士族層**の家族制度に迫る。
- ▶ **士族**とは？
 - ▶ 国家的・法制的身分制度としての良賤制→良身分と賤身分に2分。
 - ▶ 良身分内には歴史的に形成された複数の社会身分が存在。その頂点に立つ支配階層が士族。
 - ▶ 士大夫の族。官僚やその子孫。当時の王朝政府が唯一の正統な学問と定めた朱子学の学識を背景にして地域社会に君臨。「**両班 (ヤンバン)**」とも呼ばれる。
- ▶ 士族の家族のあり方は次第に他の身分・階層の人々にも拡散→現代の韓国の家族制度の基礎。

2. 近世朝鮮士族の姓と家族制度

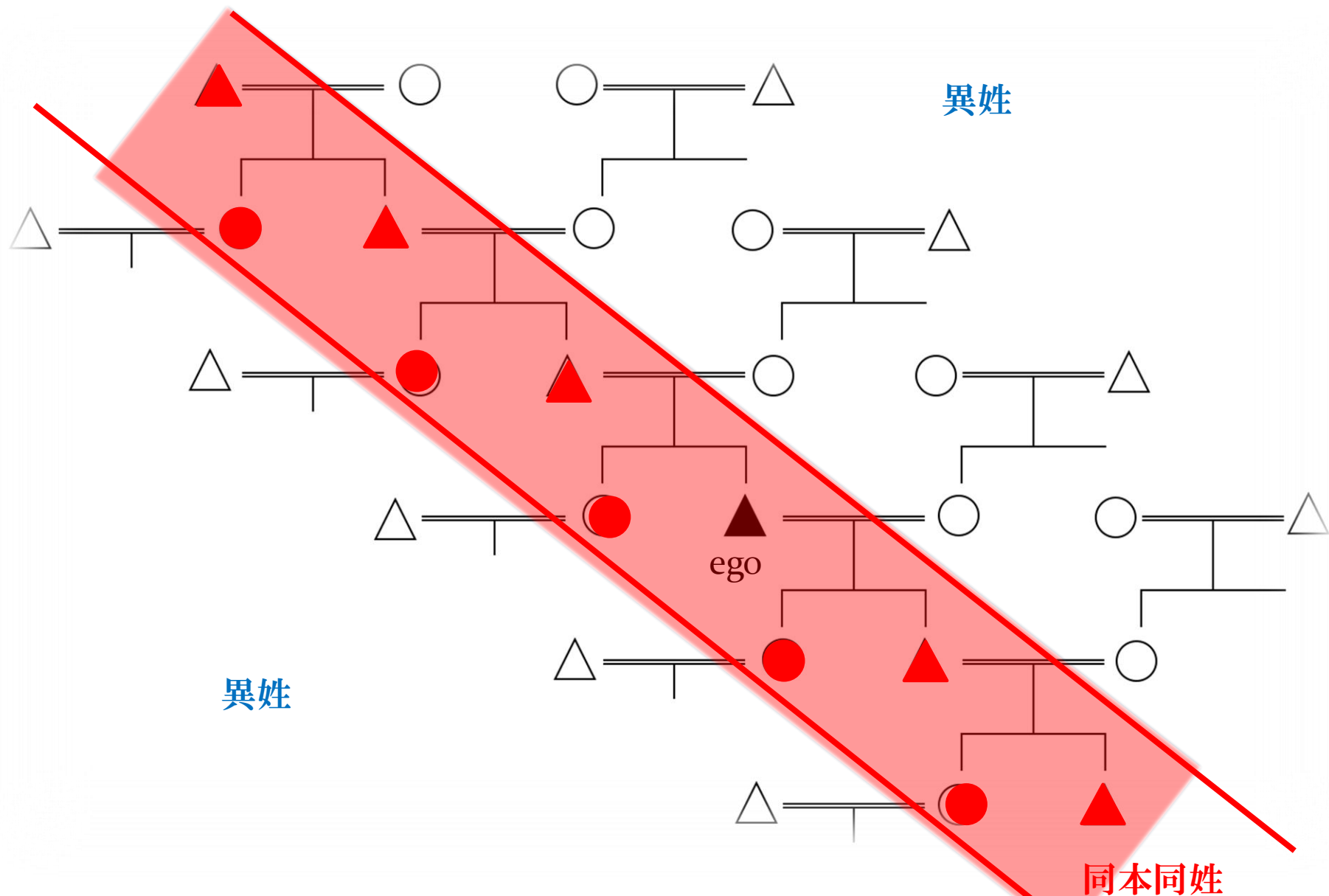
(1) 姓と本貫

- ▶ 近世朝鮮の士族は、必ず中国風の姓を持つ。金・朴・李・崔などの1字姓が圧倒的に多いが、鮮于・皇甫・南宮など2字姓もわずかに存在。
- ▶ 姓と同時に必ず**本貫**（自分たちの一族の始祖の本拠地や出生地など）も有する。自分たちの一族のことを**本貫＋姓の組合せ**で示す→**金海金氏**、**密陽朴氏**、**全州李氏**、など。
- ▶ **本貫＋姓の形で示される一族とは、始祖から父系の血縁でつながっている集団＝氏族のこと**→近世朝鮮の士族は、**本貫と姓を同じくする（同本同姓）の父系血縁集団としての「氏族」の一員として存在。**
 - ▶ ただし同本同姓でも、同じ氏族ではない場合もある。
 - ▶ 例：**安東金氏**には新羅敬順王（位927-935）の後裔で高麗（918-1392）初期の金日兢（または金叔承）を始祖、中期の金方慶を中始祖とする一族（＝旧安東金氏、上洛金氏とも）と高麗初期の金宣平を始祖とする一族（＝新安東金氏）あり。
- ▶ 近世朝鮮の士族における姓とは、**本貫とセットになって同じ氏族＝父系血縁集団であることを示す標識。**

【図1】 父系血縁概念図①

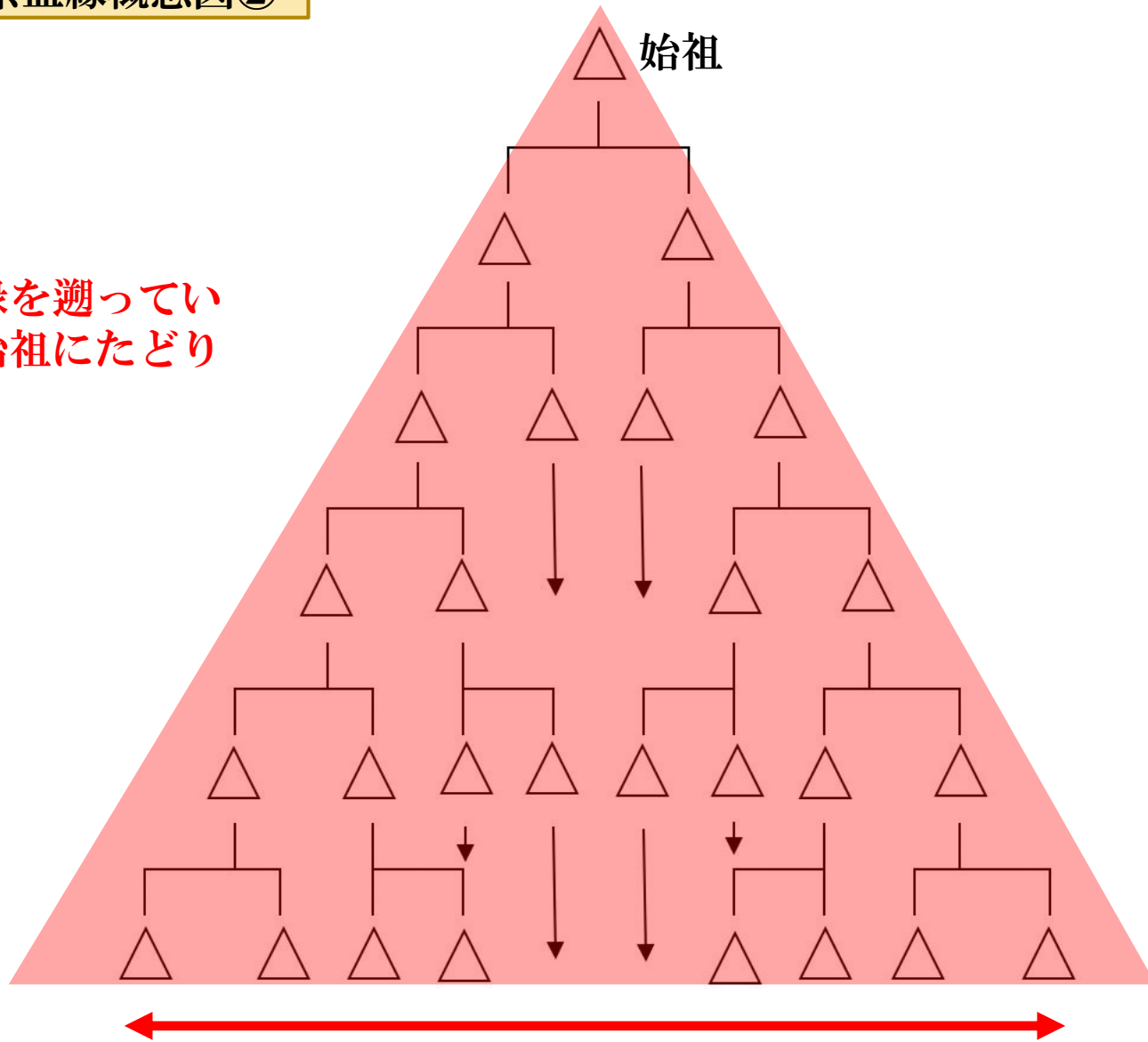


【図1】 父系血縁概念図①



【図2】 父系血縁概念図②

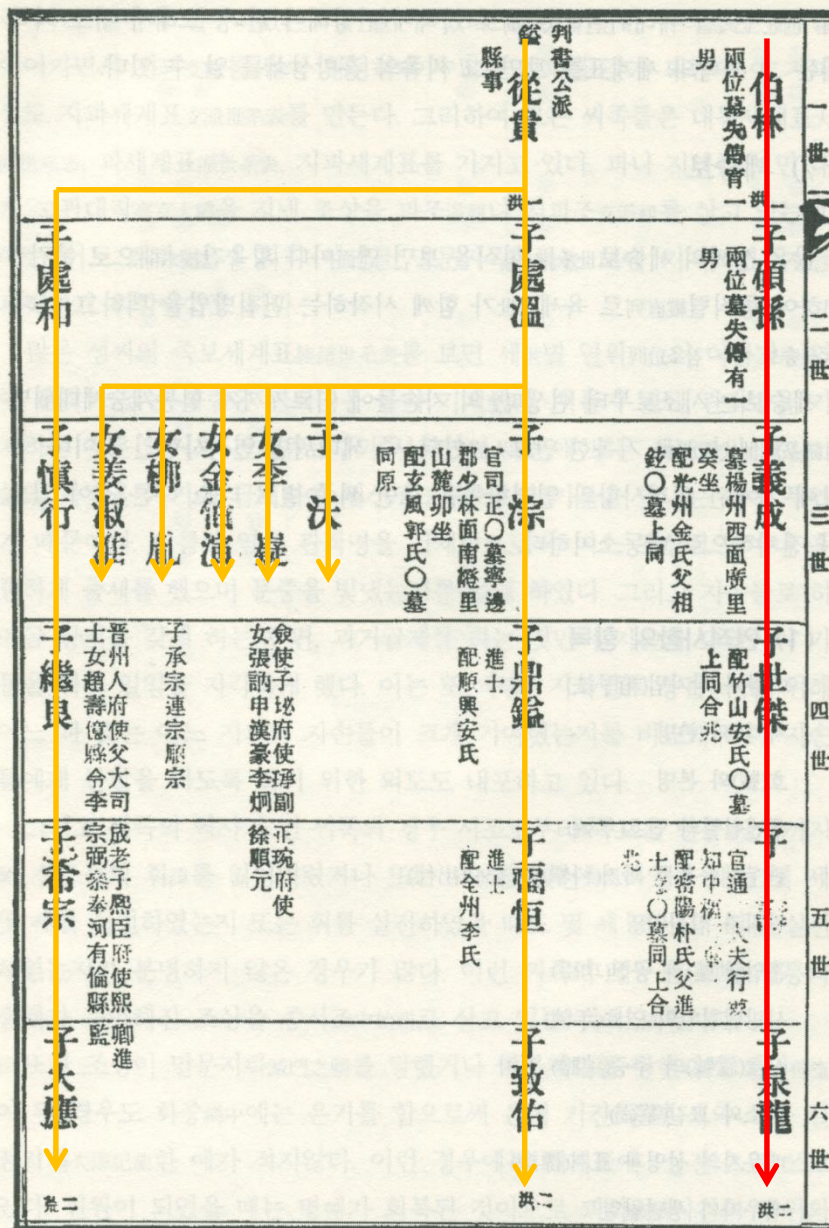
父親の血縁を遡っていくと同じ始祖にたどり着く



どれだけ親等が離れていようが、始祖が共通すれば同じ氏族

【図3】 族譜の例

族譜：士族が、氏族単位で始祖から生存者までの系譜関係を網羅した記録。



〈세승보 예(例)〉

※典拠：李尚鎮2005 『韓国族譜学概論』 (民俗苑) 50頁

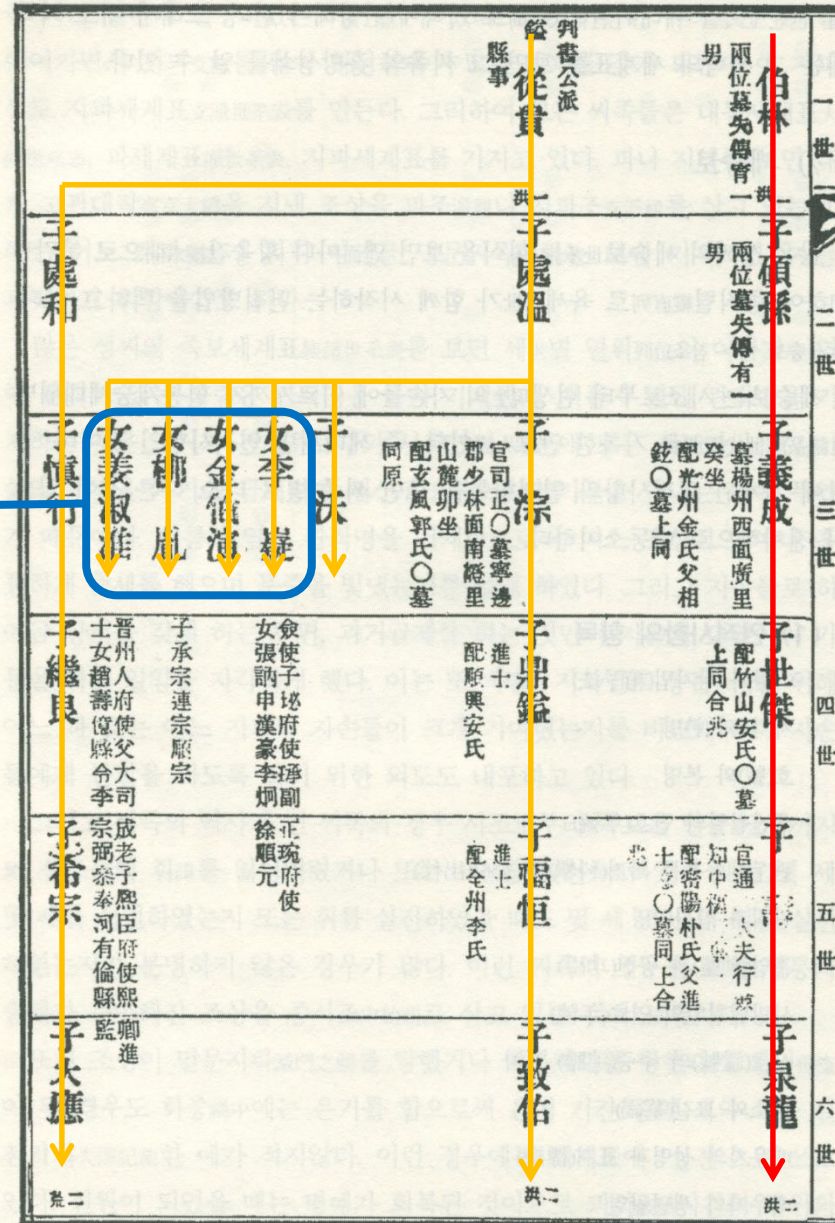
【図3】 族譜の例

族譜：士族が、氏族単位で始祖から生存者までの系譜関係を網羅した記録。

娘については配偶者名のみ記し、その子供以下の記載なし。



娘の子は娘の配偶者の父系血縁に連なる者であるため。



〈세승보 예(例)〉

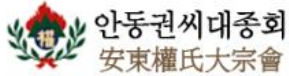
※典拠：李尚鎮2005 『韓国族譜学概論』
(民俗苑) 50頁

(2) 婚姻と入養に関する慣習

- ▶ 同じ氏族同士の婚姻は、どれだけ親等（寸）が離れていようが近親婚として禁止。
- ▶ 夫婦間に男子がない場合は原則として同じ氏族内の同世代の男子を養子として迎える。異姓の者を養子に入れることもあったが、その場合は、当該養子は養父の家系を継承できない。

3. 現代の韓国人の姓と本貫①

- ▶ 現代の韓国人も、一部の例外を除き、姓と本貫を持つ（姓と本貫のセットは3,000以上）→同本同姓の父系血縁集団＝氏族を自分たちの同族とみなす意識を持つ。300以上の氏族が大宗会（宗親会、門中などとも）を組織し、一族の結束をはかり、族譜を編纂。
- ▶ 17世紀後半頃、姓・本貫の両者を保持していたのは、多く見積もっても全人口の1/3ほど。姓か本貫のいずれか、あるいはその両者を持たない人々が2/3を占めていた。
- ▶ 18世紀以降今日に至るまでの間に、氏族がその範囲を拡大してきたことを示す。
- ▶ すべての氏族構成員が、実際に同じ始祖を持つ父系血縁集団であるかどうかは不明。あくまで自分たちは同じ始祖から派生してきたという意識を持つ人々が結集した結果。



검색어를 입력해주세요

접 25 최근 글

- 대중회 회장 ▾
- 대중회 ▾
- 파종회 ▾
- 종친회/청장년회 ▾
- 선원/시조 ▾
- 보학 ▾
- 종보PDF ▾
- 유적지 순례 ▾
- 계시판 ▾

안동권씨 마크 Download

이 마크와 가는 누구나
Download 받아
사용 할 수 있도록
파일을 크게 하였습니다



아이디	로그인
비밀번호	

자동로그인

[회원가입](#) / [정보찾기](#)



최근 글

- [자유계시판] [re] 7월 초 능골 방문 2019-07-09
- [자유계시판] 관리자님 메뉴클릭하면 2019-07-06
- [자유계시판] 부전공파인데 몇대손인 2019-09-10
- [자유계시판] 아버지 고향이 의령신분 2019-09-09
- [자유계시판] 파와 몇대손인지 궁금함 2019-09-08
- [자유계시판] 산소 잡초제거 잔디살리 2019-08-29
- [회원 칼럼] "나이 구십에 글자 배우 2019-08-24

회원 홈타운

- 권문의 노래
음악, 악보 내려받기
- 15파 세계도
- [Photo Essay]

종보 PDF 서비스

인터넷에서 안동권씨종보를
저렴그대로 사진과 함께 보실수
있습니다.

[바로가기 →](#)



찾아오시는 길

- 서울화관
- 능동재사
- 안동화관

인터넷 정보

- 기상청
- 철도청
- 동서울 터미널
- 대한항공
- 아시아나 항공
- 인터넷 지도
- 현재 세계의 시각

개인정보처리방침 서비스이용약관 모바일버전

안동권씨 대중회

서울시 동대문구 왕산로 22길 11(2층) 안동권씨 회관 / 전화: (02) 2695-2483~4 / 팩스: 02-2695-2485 / email andongkwonun@daum.net

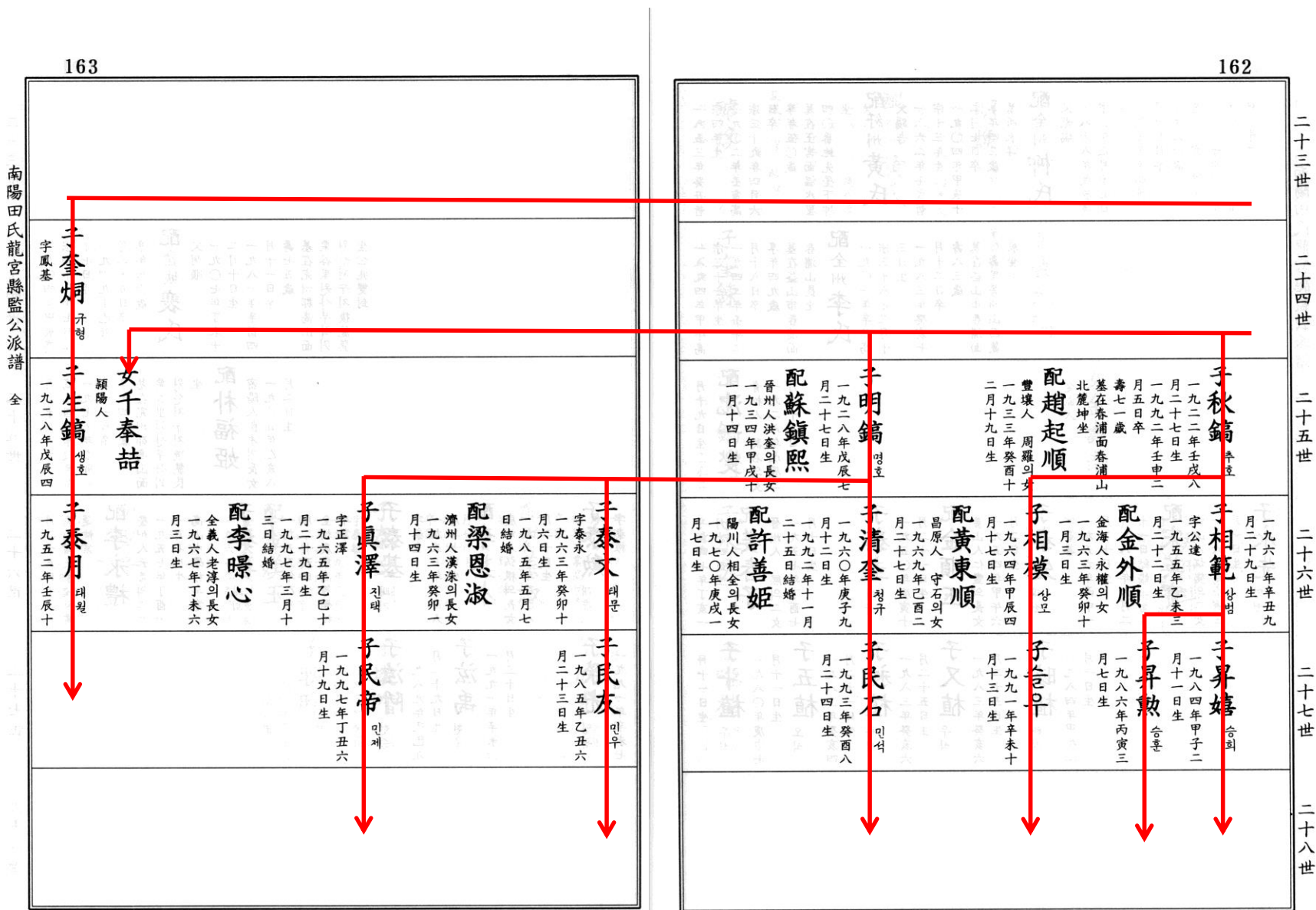
안동사무소: 경북 안동시 태화동 418-1 안동권씨 화수회관 3층 / 우 760-905 / 전화 054-854-2256, 857-7705 / 팩스 054-854-2257

회비, 종보비 입금계좌 국민은행 033237-04-006941 / 통협 317-0009-7471-41 예금주: 안동권씨대중회

본 사이트에 게재된 저작물은 저작권법에 의해 보호받습니다.

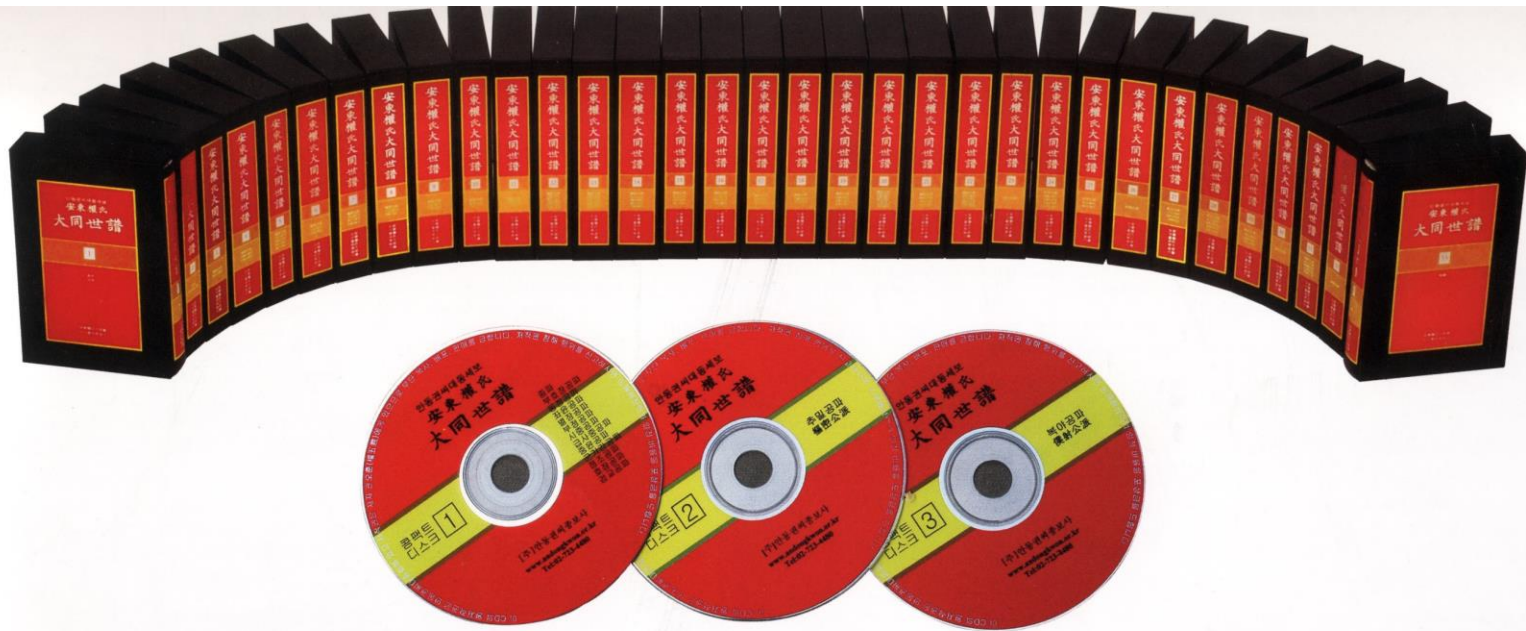
Copyright © 안동권씨 대중회 All rights reserved.

【図5】『南陽田氏龍宮縣監公派譜』（1999年刊）



※典拠：田永徳編1999『南陽田氏南陽田氏龍宮縣監公派譜(全)』論山：南陽田氏龍宮縣監公派譜編纂委員會，162-163頁。

【図6】 安東權氏大同世譜CD-ROM版の広告 (安東權氏大宗会カレンダー2007年版より)



安東權氏大同世譜 { 한글판 漢字병기 電算化인터넷족보 } 가 CD롬까지 완성되었습니다

이번 한글판대동세보의 발간을 우리는 제2의 창보(創譜) 또는 족보의 혁명이라고 합니다.

우리나라 족보의 효시(嚆矢)인 성화보(成化譜)는 530년 전 그때까지 각자의 집안에 단선직계(單線直系)로 이어오던 가계보를 수합하여 중형으로 총괄하는 획기적 발상을 실현하였습니다. 이 족보에는 내외손이 동등하게 실려 외손이 본손의 10배나 되었습니다. 그로부터 250여년 뒤 외손은 당대에서 그치게 하는 본손위주의 갑인보(甲寅譜)가 나와 오늘에 이르렀습니다.

한글판대동세보는 한자(漢字)만으로 된 기존의 족보를 완전히 국역하고 거기에 한자를 병기하여 누구나 읽을 수 있게 하였으며 기존의 사위와 외손만 입록되던 것을 딸 본인을 위주로 하고 사위는 본손의 며느리와 동격인 배우자로 처리되고 있습니다. 이 족보에서는 시조 태사공 이하 모든 수록인물의 주각(註脚)이 기존에 비해 갑절로 상세해졌으며 어떤 인물의 경우는 전보다 10배나 늘어나면서 그 사람에 대한 객관적 종합정보가 발굴·고증·망라되고 있습니다. 이제 한글판대동세보는 안동권씨인 모두의 일대기(一代記) 역할까지 감당하게 되었습니다.

2004년에 '한글판 전산인터넷보' 안동권씨대동세보가 완간된 이래 2년 동안 수많은 오류를 보정한 CD-ROM이 2006년10월에 출시되었습니다.

이 CD롬으로 매년 새로이 발전한 족보 콤팩트 디스크를 교환받게 됩니다. 1년 동안 신규 수단을 받아 처리하여 매년 7월 1일자로 전자족보는 끊임없이 업데이트됩니다. 한번 CD롬을 구입한 분은 매년 새로이 발전한 신판 대동보 CD를 필요에 따라 매년, 또는 몇 해 만에 한 차례씩 염가로 교환받으실 수 있습니다.

안동권씨족보의 표준 한글판 한자병기 안동권씨대동세보가 또 진화했습니다.

안동권씨대동세보는 매년 한번씩 업데이트됩니다. 1년 동안 받은 신규수단과 기존 내용의 수정 보완 작업이 익년 6월말로 완료되어 인터넷 서비스를함과 동시에 CD롬으로 나갑니다. 이미 대동세보를 소장하셨으면 많은 부분이 보정되

3. 現代の韓国人の姓と本貫②

- ▶ 同じ氏族内の婚姻は1997年まで法律で禁止。
 - ▶ 韓国の民法第809条第1項：「同姓同本の血族の間では婚姻することができない」→1997年7月、憲法裁判所で違憲判決が出され執行停止、1999年1月廃止。
 - ▶ しかし現在もなお名門士族の家門では同じ氏族内での婚姻を忌避。

【図7】 文廟（韓国ソウル市）東廡に貼られた横断幕

同姓同本許婚は文化民族の羞恥
成均館儒道会総本部

同姓同本許婚은 文化民族의 羞恥
成均館 儒道會總本部

4. 日本における氏・姓・名字

(1) 氏・姓・名字の由来

▶ 氏と姓：

- ▶ 氏 [うじ]：古代における氏族 (= 父系血縁集団) の名。蘇我、葛城、筑紫、物部、中臣、秦、...etc.
 - ▶ 姓 [かばね]：朝廷に出仕した氏上 {うじのかみ} が会議に出席するときなどの席次・序列を示すもの。天皇が下賜。真人、大臣、連、直、造、国造、村主、...etc.
 - ▶ 7世紀後半以降、天皇による賜姓の実態は、氏 + 姓の下賜へ転化：中臣氏の「藤原」改氏。
-
- ▶ 名字 [みょうじ]：みずから名乗るもの。称号 (公家) や所領の名 (武士)、居住地名 (庶民) など。江戸時代には「苗字」の表記が一般化。
 - ▶ 1870年 (明治3) 5月、「自今、平民の苗字、差し許さるること」を全国に布告 (→ 姓氏と名字の一元化)。1875年 (明治8) 2月、苗字公称が義務化。
-

4. 日本における氏・姓・名字

(2)家（イエ）制度の成立と氏

- ▶ 1898年（明治31）、民法（=旧民法／明治民法）制定。このとき**家（イエ）制度**が導入。
- ▶ **家（イエ）制度**とは？：武士身分の家族制度に由来。親族のうちごく狭い関係にある者たちを、統率者としての戸主と家族からなる家（イエ）という単位で把握。戸主は家族に対する扶養義務とともに絶対的な権限を持つ。家（イエ）の構成員は必ずしも血縁者に限られず。
- ▶ 旧民法では、戸主と家族はその家の氏を称することが規定：「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」（旧民法第746条）→家（イエ）の称号としての氏の成立。

5. 植民地下朝鮮での創氏改名

- ▶ 創氏改名：1940年（昭和15）実施。日本による同化政策ないし皇民化政策の一環として“姓名を日本式に改めさせたもの”と理解される場合が多い→不正確な理解。
- ▶ 重要なのは「創氏」＝朝鮮に家の称号としての「氏」を創ること＝家（イエ）制度を朝鮮人にも適用。
 - ▶ 「...真のねらいは、...朝鮮的な家族制度、特に父系血統にもとづく宗族集団の力を弱め、日本的なイエ制度を導入して天皇への忠誠心を植えつけることである。」 [水野直樹2008『創氏改名』岩波書店:50]
- ▶ 制度的には「創氏」は義務（期限までに届出の必要あり＝設定創氏。届出がない場合は、戸主の「姓」が「氏」とされた＝法定創氏）、「改名」は任意（←実際には日本風の改名が様々な形で強制された）。

【図8】 創氏改名の仕組み

戸主	金	東洙	(本貫	金海)
妻	朴	正淑	(本貫	密陽)
子	金	弘植	(本貫	金海)



設定創氏

法定創氏

戸主	金田	東洙
妻	金田	正淑
子	金田	弘植

戸主	金	東洙
妻	金	正淑
子	金	弘植

いずれの場合も、戸籍には姓と本貫が併記された

改名もすると、名も日本風になる

参考文献 (*は朝鮮語文献)

- ▶ 奥富敬之2004 『名字の歴史学』 (角川書店)
- ▶ 水野直樹2008 『創氏改名—日本の朝鮮支配の中で』 〈岩波新書〉 (岩波書店)
- ▶ 吉田光男1998 「朝鮮の身分と社会集団」 (『岩波講座世界史』 岩波書店)
- ▶ -----2002 「近世朝鮮の氏族と系譜の構築—安東権氏の族譜編纂をとおして」 (歴史学研究会編『系図が語る世界史』 青木書店)
- ▶ *李尚鎮2005 『韓国族譜学概論』 (民俗苑)